別表第十六その八（第八十六条の十五関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十二その八繰下・一部改正、令元防省令４・一部改正）

第　　号

公　用　取　消　令　書

住　所

氏　名
（法人については、その名称）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第１項本文／第103条第１項ただし書／第103条第２項／第103条第３項／第103条第４項／第103条の２第１項／第103条の２第２項　の規定に基づく公用令書（第　　号（　　年　　月　　日））に係る処分を次のとおり取り消したので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第135条の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分者　　印

取り消した処分の内容	
備　　考	

備考：用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。